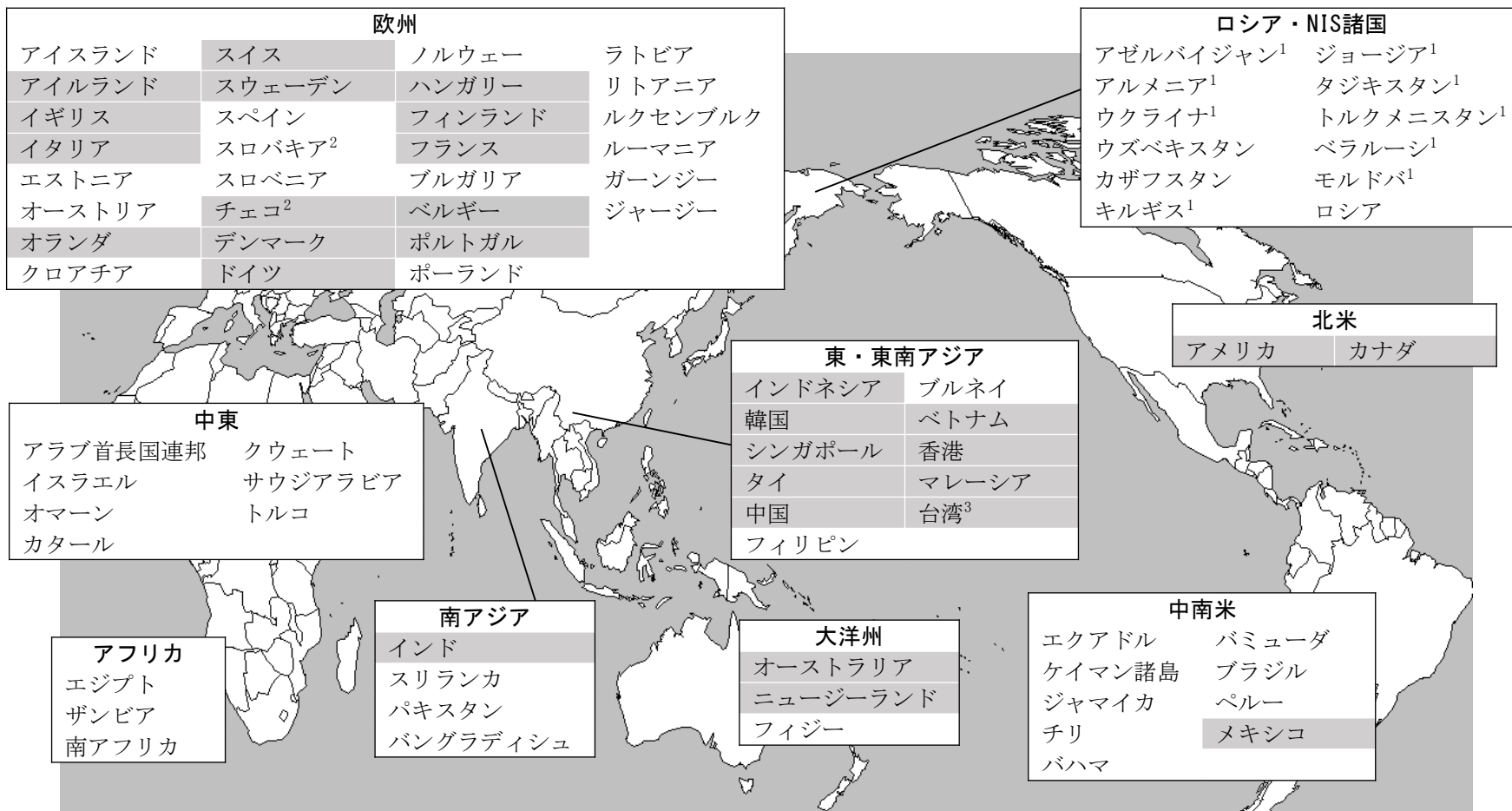


相互協議規定を含む租税条約等の締結国・地域



(注)

1. 旧ソ連との条約が承継されている。
2. 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
3. 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ名称変更されている。）。

我が国が締結している租税条約等のうち72の租税条約等（81か国・地域）において、相互協議に関する規定が置かれている。

国名の網かけは、相互協議を行っている相手国（29か国・地域）を示す。